

八雲町と北里大学との連携に関する協定書

八雲町（以下「甲」という。）と北里大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携し、地域の活性化とともに、次代を担う優れた人材の育成と学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力する。

- (1) 町民及び学生・生徒の教育・学習に関すること。
- (2) 農畜産学の調査・研究に関すること。
- (3) 酪農を通じた産業・経済の振興に関すること。
- (4) 酪農・自然環境を活用した観光の振興に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) その他目的達成に資すること。

（連絡推進会議）

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑かつ効果的な推進に向けて、連携内容の具体的な検討や検証などを行うため、連絡推進会議を置くものとする。

2 連絡推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成27年7月6日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3カ月前までに甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（覚書）

第6条 本協定の実施にあたり、必要な事項は覚書に定める。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月6日

甲 北海道二海郡八雲町住初町138番地

八雲町

町長

岩村 克詔



乙 東京都港区白金五丁目9番1号

北里大学

学長

小林 弘祐



青森県十和田市東二十三番町35-1

北里大学 獣医学部

学部長

高井 伸

